

## ■ 税務課からのお知らせ ■

### ●あなたの固定資産が確認できます

納税者が、他の土地や家屋の価格と比較をして、自己の資産の評価が適切かどうかを判断できるようにするため、縦覧期間内に限り土地や家屋の所在、評価額等を記載した「縦覧帳簿（所有者の記載はありません）」を無料で見ることができます。

【縦覧期間】 4月1日から5月31日まで

【縦覧場所】 南部町役場 税務課（法勝寺庁舎）

【縦覧できる方】 南部町内に資産を所有している納税義務者（代理人の場合は委任状が必要です。）

※ 縦覧する場合は、運転免許証などの本人確認ができるものをお持ちください。

### ●軽自動車税の減免申請を受け付けます

心身に障がい等がある方（本人）に係る軽自動車等や、構造がもっぱら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等で、一定の要件に該当する場合は、軽自動車税が減免されます。

減免の申請は毎年必要です。

【申請期間】 4月1日から4月25日まで

【注意点】 軽自動車税を口座から振替られる方で、減免の申請が4月20日を過ぎた場合は、軽自動車税を一旦口座から振替を行い、減免が決定された後、還付することになりますのでご了承ください。

【申請場所】 南部町役場 税務課（法勝寺庁舎）または町民生活課（天萬庁舎）

#### ○ 心身に障がい等がある方（本人）に係る軽自動車等の場合

【申請に必要なもの】 ①障害者手帳 ②運転免許証 ③車検証 ④印鑑 ⑤本人が運転する場合以外は自動車の使用目的を証明する書類（例／通学証明書、学生証、通院証明書、病院の領収書等）

【減免となる障がいの範囲について】・身体に障がいのある方…障がい名及び障がいの程度によります。

（詳しくはお問い合わせください）

- ・ 知的障がいのある方…療育手帳Aをお持ちの方
- ・ 精神障がいの方…精神障害者保険福祉手帳1級をお持ちの方

【自動車の所有について】・本人が運転する場合は、本人が自動車の所有者であること。

- ・ 本人以外が運転する場合は、本人または生計を一にする方が所有者であること。

#### ○ 構造がもっぱら身体障がい者等の利用に供するためのものである軽自動車等の場合

【申請に必要なもの】 ①車検証 ②印鑑

その他にも、減免になる場合があります。詳しくは税務課にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 税務課（法勝寺庁舎） 担当：古曳（TEL 66-4802）

## ■ 町民生活課からのお知らせ ■

猫の飼い主としての心得 ～あなたは飼い主としての責任を果たしていますか？～

### ●猫を捨てないで！

最後まで責任と愛情を持って飼育しましょう。飼えなくなった場合は、新しい飼い主を探してください。

### ●名札をつけましょう！

万が一、猫が迷子になっても飼い主のところに戻れるよう、連絡先がわかる首輪・名札等をつけましょう。

### ●室内で飼いましょう！

運動できる場所・リラックスできる場所を用意すると、猫は室内だけでも健康に過ごすことができます。

### ●しつけをしましょう！

トイレと爪とぎは、子猫のうちにしつけると無理なく覚えます。決まった場所でトイレをさせ、ご近所に迷惑をかけないようにしましょう。

【問い合わせ先】 町民生活課（天萬庁舎） 担当：米原（TEL 64-3781）

## ■ 特別医療費助成（小児）の対象範囲が拡大されます ■

特別医療費助成の小児に関する助成対象範囲が平成23年4月1日から次のように拡大されます。

| 区分     | 平成23年3月31日まで  | 平成23年4月1日から   |
|--------|---|---|
| 対象者の範囲 | 未就学児<br>（6歳に達する日以降の3月31日まで）                             | 15歳に達する日以降の<br>3月31日まで                                  |
| 本人負担   | 通院 530円/回<br>（同じ医療機関による月5回目以降の利用は無料）<br><br>入院 1,200円/日 | 通院 530円/回<br>（同じ医療機関による月5回目以降の利用は無料）<br><br>入院 1,200円/日 |

【現在、小児（入院・通院）の受給資格証をお持ちの方へ】

●新しい有効期間の受給者証を3月中に郵送させていただきますので、新しいものが届き次第、古い受給者証は破棄していただきますようお願いいたします。

【新たに対象になられる方へ】

●南部町の小中学校へ通学しておられる方は、2月下旬に学校経由で申請書をお渡ししておりますので、「南部町健康管理センターすこやか」（西伯病院横）へ平成23年3月25日（金）までに、手続きにお越しくください。

\*手続きに必要なもの\*

「特別医療費受給者証交付申請書」「対象児童の保険証」「印鑑」

○現在、特別医療費受給資格証（ひとり親や特定疾病）の対象の方は、手続き時に受給者証を交換させていただきますので、お持ちください。

【問い合わせ先】 健康福祉課 医療保険室 担当：岩本（TEL 66-5522）

**アナログ放送終了まであと4カ月！！ 地デジ化すんでいますか？**

**地デジ化がまだの方は早めの準備をお願いします！**

**困った事や分からない事、お気軽に何でもご相談ください。**

**でんわ、急げ！**  
**デジサポへ**

受信相談  
専用電話

**0857-33-4800**

平日 9:00~21:00 土日祝 9:00~18:00

**総務省 鳥取県テレビ受信者支援センター（デジサポ鳥取）**



## ■ 地籍調査の成果に基づく登記が完了しました ■

与一谷・鍋倉の各全部（宅地・田・畑・山林など）の区域について、地籍調査の成果に基づいた登記事務が平成23年1月31日に完了し、法務局に書き改められた土地登記簿と地籍図が備え付けられましたのでお知らせします。

【問い合わせ先】建設課 地籍調査室 担当:田子 (Tel 64-3784)

## ■ 公営住宅入居者の募集について ■

【団地名、戸数、規格、家賃】 (23年度4月の家賃を記載)

| 団地名       | 募集戸数 | 建築年度 | 構造    | 部屋数 | 家賃月額            |
|-----------|------|------|-------|-----|-----------------|
| 法勝寺団地104号 | 1    | H13  | 木造平屋建 | 2DK | 18,400円~27,400円 |
| 落合団地11号   | 1    | H14  | 木造2階建 | 3DK | 20,000円~29,700円 |

【入居者の資格】

(共通事項)

- \* 現在一緒に住んでいるか、又は住もうとしている親族があること。
- \* 世帯の収入が公営住宅法に定める収入基準に合うこと。(月平均所得が15万8千円以下)
- \* 現に住宅に困窮していることが、明らかな人。
- \* 市町村税を滞納していないこと。
- \* 連帯保証人が必要です。(法勝寺団地は1名、落合団地については、町内在住者2名)

(法勝寺団地104号のみ)

- \* 車椅子を使用されている方、又は車椅子を使用されている同居人がいること。  
(医師の診断書が必要になります。)

【申込受付期間・場所】

平成23年3月18日(金)~平成23年3月31日(木)の間  
南部町法勝寺377-1 法勝寺庁舎 建設課

【申込に必要な書類】

住宅申込書、住民票、収入に関する証明書、住宅困窮証明書(法勝寺団地には必要ありません。)  
戸籍謄本(法勝寺団地のみ)  
(住宅申込書、住宅困窮証明書は建設課にあります。)

【入居選考方法】

書類を審査し、入居決定者に通知します。

(申込多数の場合は抽選とし、抽選については後日連絡しますが、一定の要件(母子家庭、高齢者等)を満たす方については、抽選によらないで優先的に入居を決定する場合があります。)

【入居可能予定日】平成23年4月22日(金)

【申込先】建設課(法勝寺庁舎) 担当:畑岡 (Tel 66-3115、ファックス66-4426)

## ■ 第64回全国植樹祭大会テーマ募集について ■

平成25年春、とっとり花回廊で「第64回全国植樹祭」が開催されます。この大会で鳥取県らしさを広く全国に伝えるよう、ふさわしいテーマを募集します。

【内容・応募方法】大会の開催目的等を簡潔に表した標語・スローガン等・はがき、ファクシミリ、電子メールにテーマ、作品への想い、住所、氏名、電話番号を明記してください。

【応募期限】平成23年4月13日(水)必着

【応募先及び問い合わせ先】第64回全国植樹祭鳥取県実行委員会事務局

〒680-8570鳥取市東町1-220 (Tel 0857-26-7683、Fax 0857-26-8192)

# 情報なんぶ

平成23年3月17日発行

南部町行政だより 第93号

企画政策課 電話66-3113

http://www.town.nanbu.tottori.jp

mail to / kikaku@town.nanbu.tottori.jp

## ■ 住宅用火災警報器を設置しましょう! ■

消防法改正に伴い、県内全ての住宅に火災警報器の設置が義務付けられました。

大切な命、財産を守るためのものです。皆さん早めに設置しましょう。

【設置期限・設置場所】平成23年5月31日まで・寝室、階段、台所など

《注意》悪質な訪問販売や電話による勧誘には、くれぐれも注意して下さい。

【問い合わせ先】米子消防署南部出張所 (Tel 0859-39-6003)

## ■ 統一地方選挙について ■

鳥取県知事選挙及び鳥取県議会議員一般選挙が4月10日(日)に執行される予定です。

有権者のみなさん、そろって投票に行きましょう。なお、投票日当日に仕事などの予定のある方、レジャーなどで投票区内にいない方は期日前投票をしましょう。

◆選挙期日

| 区分      | 投開票日     | 選挙期日の告示日 |
|---------|----------|----------|
| 県知事選挙   | 4月10日(日) | 3月24日(木) |
| 県議会議員選挙 |          | 4月1日(金)  |

◆南部町で投票ができる人

| 要件   | 内容   |
|------|--|
| 年齢要件 | 平成3年4月11日以前に生まれた方  |
| 住所要件 | 平成22年12月23日までに転入届をし、引き続き町内に住民登録をしている方<br>平成22年12月10日以後に町外へ転出された方で、新住所地の選挙人名簿に登録されていない方 |

◆期日前投票期間

| 区分      | 投票期日             | 受付時間         | 投票場所  |
|---------|------------------|--------------|-------|
| 県知事選挙   | 3月25日(金)~4月9日(土) | 午前8時30分~午後8時 | プラザ西伯 |
| 県議会議員選挙 | 4月2日(土)~4月9日(土)  |              |       |

※また、今回の選挙から第7投票所の場所が変更になりました。

(旧投票所 南部町公民館あいみ分館) → 新投票所 南部町役場天萬庁舎

【問い合わせ先】南部町選挙管理委員会事務局 (Tel 66-3112)

## ■ 介護をされている「家族のつどい」開催のお知らせ ■

【日時】4月15日(毎月第3金曜日)午前10時~

【場所】健康管理センターすこやか(申し込みは不要です)

【問い合わせ先】健康福祉課(すこやか) 担当:頼田 (Tel 66-5524)